

福山市鳥獣被害対策事業実施要領

第1 趣旨

農村漁村における過疎化や高齢化による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣による農作物被害が増加している現状を踏まえ、鳥獣被害対策事業（以下「事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、農作物被害の軽減を図るものとする。なお、本事業の実施に関しては、「福山市補助金交付規則」に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第2 事業区分

本事業は次のとおり区分する。

- (1) 猪大規模防護柵設置事業
- (2) 猪捕獲用箱わな等設置事業
- (3) 地域活動支援事業

第3 事業実施主体

事業実施主体は、次の要件を満たす地区鳥獣被害対策協議会等とする。

- (1) 保全対象農地の所有者及び耕作者5戸以上で構成されること。ただし、地域活動支援事業に取り組む場合は地域住民10戸以上とする。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 組織及び運営に関する規約を有すること。

第4 事業実施要件

事業実施要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施区域が福山市内であること。
- (2) 田畑5筆以上が保全対象であること。（地域活動支援事業は除く）
- (3) 防護柵の延長が200m以上であること。（猪大規模防護柵設置事業の場合）

第5 補助額

補助額は次に掲げるものとし、千円未満は切り捨てとする（工事費、資材運搬費は補助対象経費に含めない）。なお、補助額については、事業区分ごとに算定するものとする。

事業区分	種類	補助率	補助額（上限）
猪大規模防護柵設置事業	電気柵	資材費の2/3以内	50,000円
	ワイヤーメッシュ柵		100,000円
	トタン柵		ただし、集落法人、町内会等が実施する場合は、500,000円とする。
猪捕獲用箱わな等設置事業	箱わな	資材費の2/3以内	50,000円 (事業実施主体につき2基まで)
地域活動支援事業	別記のとおり	対象経費の2/3以内	200,000円（3年度を限度）

第6 補助金交付申請

事業実施主体は事業開始前に福山市鳥獣被害対策事業補助金（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金申請理由書
- (4) 位置図

- (5) 見積書
- (6) その他市長が必要と認めた書類

第7 補助金の交付決定

- 1 市長は、第6の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、適当と認める者について予算の範囲内で補助金を決定するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）する場合には、事業を適切に行わせるため、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、交付決定をしたときは、当該交付決定の内容及びこれに条件を付した場合、その条件を福山市鳥獣被害対策事業交付決定（変更）通知書（様式第2号）により、交付申請した者に速やかに通知しなければならない。

第8 補助金の交付の変更申請

- 1 交付決定を受けた者は、第7の3の規定による交付決定の通知を受けた後において、内容に変更がある場合には、福山市鳥獣被害対策事業補助金（変更）申請書（様式第1号）に必要書類を添付して市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 2 市長は、1の規定による変更申請書の提出があった場合には、これを審査の上、適当と認めるものについて、交付決定の内容を変更（以下、「変更交付決定」という。）することができる。
- 3 市長は、2の規定による変更交付決定をしたときは、当該変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を福山市鳥獣被害対策事業交付決定（変更）通知書（様式第2号）により、変更交付決定を受けた者に速やかに通知しなければならない。

第9 事業報告書の提出

交付決定を受けた者は、事業完了後1月以内又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い時期までに、福山市鳥獣被害対策事業報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

第10 補助金の交付及び前金払

- 1 市長は第9の規定により事業報告書が提出された場合において、その内容を審査し、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。
- 2 市長は、事業の遂行上特に必要があると認めたときは、市長が定める時期に補助金の全部又は一部を前金払により交付することができる。
- 3 交付決定を受けた者は、1及び2の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

第11 帳簿の備付け

交付決定を受けた者は、事業の実施に関し必要な帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、2018年（平成30年）7月4日から適用する。

(別記)

対象事業	対象経費
①耕作放棄地等草刈事業	・草刈機等借上料 ・燃料費，替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料
②山際草木伐採・枝払い事業	・草刈機，チェーンソー等借上料 ・燃料費，替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料
③放置果実・野菜残渣・未収穫野菜除去事業	・車両等借上料 ・燃料費 ・処分費（必要な場合） ・消耗品 ・傷害保険料
④放置果樹伐採事業	・チェーンソー等借上料 ・燃料費，替刃代 ・作業員賃金（必要な場合） ・傷害保険料
⑤先進地視察事業	・車両借上料 ・講師謝金 ・記録費 ・消耗品
⑥研修事業	・講師謝金又は受講料 ・印刷，消耗品費 ・記録費
⑦狩猟（わな）免許取得事業	・受講料 ・教材費
⑧稲の二番穂・青葉の除去事業	・耕運機，草刈機借上料 ・燃料費 ・替刃代
⑨鳥獣追払い事業	・傷害保険料 ・追払い器具（購入費，材料費） ・追払い活動経費（賃金，傷害保険料）
⑩箱わな維持管理事業	・えさ代 ・修繕費
⑪その他市長が認めた事業	・市長が認めた経費

注1 ①，②，③，④，⑧，⑨の事業については，土地所有者等の同意を得ること。

注2 作業時の飲物代は，対象経費とする。

注3 作業員賃金等の人件費については，専門的技術を要する作業や実施団体の人員では不足する作業など，必要な場合に限り対象経費とする。

注4 福山市里山里地地域支援事業，福山市狩猟免許取得費等補助事業の補助金申請における重複計上は認めない。